

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)

名 称:	社会福祉法人ポプラ福祉会 仲井真こども園		種 別:	幼保連携型認定認定こども園								
代表者氏名:	崎濱 盛喜		定員(利用人数) (利用室数):	95(70)名								
施設長氏名:	宮平 多美子			(4)室								
所 在 地:	〒 902-0074 沖縄県那覇市字仲井真173番地			電話番号: 098-853-6695								
開設年月日	令和5年4月1日			ホームページ: https://www.nakaima-kodomoen.com/								
職員数	常勤:(16)名、 非常勤:(4)名、 計:(20)名											
専門職員の人数	保育教諭	(13)名		保育士	(1)名							
	特別支援教諭	()名		小学校教員免許	()名							
	調理師	()名			()名							
職員の状況に関する事項												
	園長		副園長		主幹保育教諭		保育教諭		保育補助		看護師	
常勤	1	名	1	名	1	名	10	名	1	名		名
非常勤		名		名		名	2	名		名		名
	調理員・栄養士		事務員		嘱託医		薬剤師		用務員		計	
常勤		名	1	名		名		名	1	名	16	名
非常勤		名		名		名		名	2	名	4	名
施設・設備の概要		遊戯室(1)、保育室(4)、職員室(1)、面談室(1)、教材室(4)、医務室・休息室(1)、配膳室(1)、トイレ園児用・職員用(4)										

③ 理念・基本方針

理念

・こども本来の力を大切に、生活や様々な活動を通して生きる力の基礎を引き出し、心に寄り添って育てる。

基本方針

- ・こども一人ひとりの人格を尊重し、最善の利益を第一に考え、教育・保育を行う。
- ・こどもの笑顔あふれる教育・保育を目指し、安心安全な場所を提供する。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】

年2回の内科・歯科検診と共に、視力検査・尿検査・蟯虫検査を行う。
感染症の発生状況なども保護者へ周知している。
手洗い・うがいの習慣、トイレ等の衛生管理を行っている。
朝のラジオ体操・園庭ジョギング・園外お散歩など健康な身体づくりに留意している。

【食事】

地産地消にこだわり、当福社会の栄養士が献立を作成。アンケートによるリクエストメニューを取り入れたり、季節の行事に合わせたメニューの提供など、食の興味に繋がる取り組みと感謝の気持ちを育む保育に繋げる。

【地域との交流及び特色】

まちづくり協議会に参画し、国場こいのぼりまつり出演、地域と交流。中学校教育(家庭科)への協力(園での交流)など。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和7年7月9日～10日
	評価結果確定日	令和7年 9 月 17 日
受審回数 前回の受審年度	1回目 ()	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1 子どもの権利擁護として子どもの権利条約に謳われている、「最善の利益」等を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した教育・保育への取組や、一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。

こども園の理念・基本方針には、「こども一人ひとりの人格を尊重し、最善の利益を第一に考え教育・保育を行う」と記載し、子どもの最善の利益の尊重が明示されている。園児の最善の利益を考慮し、心身ともに健やかな園児を育てるために園児のあるがままの姿を受け止め、きめ細やかな関わりを援助している。園児が安心して保育教諭等に関わることができるように、園児の欲求や気持ちに応じて優しく対応し心地よく安定して過ごすことができるようにしている。保育教諭などは、園児の状態に応じた教育・保育や援助を行うために、家庭環境や生活リズム、園児の発達等から生じる一人ひとりの園児の個人差を十分に把握し、職員間で共通理解を深めている。「早くしなさい」とせかす言葉や「ダメ」、「いけません」など制止させる言葉を不必要に用いないように「言葉かけのチェックリスト」を参考に直し、園児にせかす言葉かけや、制止させる言葉等を用いないようにしている。園児に対する不適切な関わり防止と早期発見の取り組みとして「不適切保育の予防及び発生時の対応マニュアル」を整備し、不適切な保育が疑われる事案の発生時の対応が記載されている。不適切な関わり防止の視点から各クラスの職員体制を見直している。

2 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

園では、クラスの朝の会や帰りの会で園児の要望や楽しかったことを把握している。例えば、リレーや虫取りは木陰で実施することや、色水遊びは種まきから収穫まで計画・実行し、振り返りを通じて園児の思いを確認している。保護者へは年1回の学校評価と行事ごとのアンケートを実施し、次年度計画に反映している。年3回の個人面談を実施し園児の状態や保護者の意向を把握している。園長と主幹は保護者会に参加し、保護者提案で那覇市青年祭りに子どもエイサーとして参加するなど、地域とも連携している。コドモン配信や個人面談を通じ、保護者の要望を把握し改善に努めている。

3 園長の責任が明確にされ、園長のリーダーシップが発揮されている。

園長は、理念や基本方針の実現のため、自らの役割と求められる業務及び姿勢を明記した人材スキル表を用いて、職員研修で説明している。毎年、経営課題の改善計画を作成して課題の改善に取り組み、財務等について月次報告を踏まえて分析している。業務の実効性を高めるため、毎週の朝礼と週日案会議、毎月1回の給食会議、園内研修を実施している。フリー保育教諭3名を配置してクラス担任を3人体制にし、用務員を3名（内、1名は給食も担当）配置して職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。自発的に業務マニュアル作成を「共通理解ノート」を活用して提案し、手順書を作成する等、チームで運営に取り組んでいる。教育・研修の充実にむけては公開保育や同法人内のこども園との交流保育を実施している。

◇改善を求められる点

1 自己評価を実施し、評価結果にもとづく改善に取り組むことが望まれる。

自己評価を毎年実施し、集計・分析の結果から課題を明確にし、職員参画による課題についての改善計画を作成して改善に向けて取り組むことが望まれる。毎年実施している保護者アンケートの集計・分析による、課題と改善方針の整合性が望まれる。

2 職員の質の向上に向けた体制を確立されることが望まれる。

職員一人ひとりの教育・研修の機会は確保されているが、職員の教育・研修計画等に「期待する職員像」を明記し、職員一人ひとりの目標の設定及び目標の進捗状況等管理のための仕組みを構築し、取り組むことが望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

仲井真こども園は、令和5年に他の公私連携法人より移行致しまして本年度、3年目を迎えました。1年目は3か月程度の短期引継ぎということもあり、幼保連携型の制度自体に戸惑いを感じながらの1年間でした。そして今年度、本園の社会的な役割、存在意義の指針となる第三者評価を受審致しました。年度の早い時期の上、今年度入職の職員もいる中での受審に多少の不安はございましたが、現在を知る為の責務と致しました。全職員で受けた66項目の自己評価に対する厳正なabc評価は、本園の現在を知る上で大変貴重な資料となりました。ご指摘を頂いた「職員間の共通理解・情報共有」「保育理念」の実践(こども本来の力を大切に、生活や様々な活動を通して生きる力の基礎を引き出し、心に寄り添って育てる)を振り返り、「見守りカメラの必要性」「自己評価アンケート結果の集計の考察」「事業計画様式の手順の見直し」等、改善の必要がある事を、認識致しました。これから課題を真摯に受け止めICTの活用によって丁寧な発信や研修機会の充実を図り、保護者や地域により分かりやすく、こどもの育ちを発信できる園づくりに努めて参ります。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果

項 目			評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○	2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	○	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	○	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	○	7 (認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント		■取組状況 理念と基本方針は教育保育計画や要覧、ホームページに記載・公開されている。「活動を通して生きる力の基礎を育む」という理念は認定こども園の使命や目指す方向を示し、「子どもの人格尊重、最善の利益、笑顔あふれる教育・保育、安心安全な場所提供」を掲げる基本方針は理念と整合し、職員の行動規範となっている。これらは園内研修、朝礼、年間計画で職員に周知し、「入園のしおり(重要事項説明書)」を用いての入園説明会や毎月の園だよりで保護者に継続的に周知されている。 ■改善課題 教育保育目標や教育保育方針は園内に掲示されているが、教育保育理念の追記に期待したい。	

項 目			評価 結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断 基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
	○	2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。
	○	3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	○	4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
コメント		■取組状況 社会福祉事業の動向は全国こども園協会や日本保育協会からの情報で把握し、地域の子ども・子育て支援事業計画(那覇市第3期)や園長会への参加を通じて地域の動向を把握している。園長は地域のまちづくり協議会に参加し、若い世代が地域に戻り、祖父母が送迎する家庭が多い。2～3名の子どもを持つ核家族や多子世帯の増加を背景に、3歳児のニーズが高まっていると把握している。令和6年度からは3歳児の受け入れを開始し、園児数確保につなげている。毎月、税理士事務所と連携し、月次報告による経営状況の分析を行っている。 ■改善課題 教育・保育のコストや認定こども園の利用者数、利用率等の推移について、過去数年分のデータ分析を行う等、更なる経営状況の把握・分析の取組に期待したい。	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断 基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		■取組状況 毎年、経営課題の改善計画を策定し、理事会で役員間で共有し、職員へは年度初めの会議や園内研修で周知されている。災害対策として河川沿いの立地を考慮したハザードマップを毎年検討し、改定している。3歳児受け入れで定員70名以上を確保し、防犯カメラ設置も進行中である。栽培活動で収穫物を食材に活用し、物価高騰に伴う職員給食費を増額し、園長主導で節水や節電等の経費節減にチームで取り組んでいる。	

項 目			評価 結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない、十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 今年度、中長期5ヵ年計画(2025～2029年度)を策定し、予算額が記載され、会議や園内研修等で職員に配布し周知している。中長期5ヵ年計画は、園児数や設備、人材や環境対策、安全対策や災害対策、地域貢献等、具体的な内容になっている。定員は人数を明記し、砂場の砂補充等の年間頻度等を具体的に記載し、老朽化に伴う修繕や園舎建て替え計画、遊具の充実・安全点検、地域安全マップ作製等を明記して実施状況の評価を行える内容となっている。 ■改善課題 中長期5ヵ年計画への理念の実現に向けた目標の追記、及び次年度に向けた見直しが望まれる。	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	○ 2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	○ 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント		■取組状況 単年度の事業計画として教育保育計画と収支予算書、改善計画書が作成されている。改善計画書には中長期5ヵ年計画(2025～2029年度)における、今年度の内容(防犯カメラの設置やハザードマップ及び避難経路の作成、職員研修の充実等)が反映されている。事業計画は、実施状況の評価を行える、実行可能な具体的な内容となっている。ホームページでは主な事業として、幼児教育保育や延長保育、一時預かり、園庭開放、発達支援、地域子育て支援の各事業が紹介されている。毎年、各事業が記載された教育保育計画を作成して那覇市の担当部署に提出している。 ■改善課題 事業計画は、中長期計画の今年度の内容や経営課題の改善計画、教育保育計画との整合性が望まれる。	

項 目			評価 結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
		2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
		3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	○	4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○	5 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント		■取組状況 事業計画は12月頃から園長と副園長、主幹を中心に全職員で振り返り・評価を行い、行事は都度見直しされている。職員意見を反映し、園長と副園長、主観が3月上旬に次年度計画を作成、教育保育計画は3月中に市へ提出している。教育保育計画と経営課題の改善計画は毎年見直しされ、事業計画は3月末の職員会議で全職員に周知し理事会へ報告している。備品・環境整備は早期に買い替え・修繕対応がされている。 ■改善課題 事業計画策定に関する手順書の作成、及び手順に基いて把握・評価して見直すとともに、各事業毎の実績報告の作成が望まれる。	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	○	2 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	○	3 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	○	4 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント		■取組状況 事業計画の主な内容として、行事計画や避難訓練、会議や職員研修等も含めた年間事業計画予定表を作成し、入園式や年度初めの保護者会等で配布して説明している。収支計画は園内に掲示し、主な事業計画として、幼児教育保育や延長保育、一時預かり、園庭開放、発達支援、地域子育て支援の各事業があることをホームページで公開している。保護者に参加を促す観点から必要時にシステムや園だより等で周知する工夫をしている。	

項 目			評価 結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断 基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点		1 組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	○	2 教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	○	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント		■取組状況 学校評価実施要項に基いて、学校関係者評価委員会と事務局を設置して体制を整備している。評価実施計画を作成し教育保育に関する保護者アンケートは毎年、実施して評価結果は事務局を中心に分析・検討して改善方針を文書化し、保護者との信頼関係の構築等、改善に向けて取り組んでいる。職員による組織の自己評価について、令和6年度は実施がなく、令和5年度は実施しているが集計・分析を行っていない。今回の第三者評価は指定管理を他法人から引き継いでから初めての受審である。 ■改善課題 職員による組織の自己評価の毎年の実施、及び評価結果の集計・分析により課題を明確にして改善策を検討することが望まれる。	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
判断 基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点		1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
		2 職員間で課題の共有化が図られている。	
		3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
		4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
		5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 経営課題の改善計画は毎年策定されており、前年度計画を基に園長、副園長、主幹が次年度案を作成後、2月頃の園内研修で全職員が協議し3月に決定している。計画には実施内容、優先順位、担当者、達成期限を具体的に明記し、計画的な改善に取り組んでいる。防犯カメラ設置も現在進行中である。また、改善計画は毎年見直している。 ■改善課題 自己評価を実施し、自己評価結果から課題を明確にして職員間で共有し、評価結果から明確になった課題について改善計画を作成して改善に向けて取り組むことが望まれる。	

項 目					評価 結果
Ⅱ 組織の運営管理					
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ					
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。					
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。			a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。			
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。			
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。		
	○	2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。		
	○	3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
	○	4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
コメント		■取組状況 園長の職務・役割と求められる業務及び能力と姿勢を明記した人材スキル表を用いて、研修等で職員に配布・説明している。園長は園だよりを毎月発行している。平常時のみならず、有事における園長不在時の権限委任については、危機管理マニュアルに指揮権順位を明確にしている。 ■改善課題 職員の園務分掌については人材スキル表以外に運営規程等にも記載されているが、教育保育計画の園務分掌の方針には「編成の手順・方法」が明記されている。方針に基づいて個々の職員の年度の役割が明記された職員園務分掌の作成に期待したい。			
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。			a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。			
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。			
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。		
	○	2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
	○	3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
	○	4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		
コメント		■取組状況 園長は、遵守すべき法令等を理解し、経理規程に基づいて利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。消費者契約法やフロン排出抑制法等も含めて「遵守しなければならない法令一覧表」を作成し、職員に周知している。園長は、法令遵守の観点で那覇市認定こども園園長会や法人の園長会に参加し、SDGsやハラスメントの研修等を受講して園内研修時に職員に報告している。法改正情報等の通知は園内に掲示して周知している。用務員はゴーヤー棚の支柱に園庭の樹を剪定した枝を利用する等、環境への配慮もある。 ■改善課題 担当者や公益通報窓口を明記した法令遵守規程の作成、及び改正児童福祉法の研修受講後は、職員への周知徹底に期待したい。			

項 目				評価 結果	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。					
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。			b
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。			
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。			
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。		
	○	2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。		
	○	3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
	○	4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。		
	○	5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。		
コメント		■取組状況 教育・保育の質の現状については園長を中心に週・日案会議や朝礼、職員会議、給食会議等を開催してチームで定期的に評価・分析を行っている。毎年、経営課題の改善計画を作成して課題の改善に取り組んでいる。改善計画は優先順に実施内容を具体的に記載して担当者と達成期限を明記して取り組み、指導力を発揮している。教育・保育の質の向上に向けて、毎週月曜日の朝礼と金曜日の給食会議・週日案会議、毎月1回の園内研修を実施している。職員は、業務を通して気づいたことを「共通理解ノート」に記載して全職員で共有して改善に取り組んでいる。自発的に業務マニュアル作成を「共通理解ノート」を活用して提案し、手順書を作成した職員がいる等、チームで運営に取り組んでいる。教育・研修の充実にむけては公開保育や同法人のこども園との交流保育を実施している。 ■改善課題 職員による組織の自己評価を実施し、検討・分析結果から課題を抽出して取り組むことが望まれる。			
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。			a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。			
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。			
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。		
	○	2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。		
	○	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。		
	○	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
コメント		■取組状況 園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、副園長や事務職と共に、財務等について月次報告を踏まえて分析している。フリー保育教諭を3名配置してクラス担任を3人体制にし、用務員を3名(内、1名は給食も担当)を配置して職員の働きやすい環境整備に取り組み、「共通理解ノート」も活用している。英語と体育、リミックスの外部講師を活用し、那覇市スポーツ専門指導員派遣事業(陸上、空手)に申請して毎年受講することができている。園長は月曜日の朝礼等の各種会議を実施し、必要に応じて臨時のリーダー会議を開催して取り組み、システムの導入等、業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。			

項 目			評価 結果
Ⅱ-2 人材の確保・育成			
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	○	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。
	○	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○	4	法人（認定こども園）として、効果的な人材確保（採用活動等）を実施している。
コメント		■取組状況 「期待する職員像」を明確にし、専門職の配置及び必要な人材に関しては人材スキルに記載され、人員体制は運営規程に明記されている。計画に基づいて人材を確保し、給与規程で資格手当を定めて資格取得を推奨している。慶弔規程に保育士資格を取得した職員への資格取得祝い金支給が記載され、ホームページの職員募集に明記している。昨年度は同法人のこども園と職員の質向上に向けて各園で互いに半日の交流保育を全職員が体験している。採用活動は、ハローワークや各種学校、ホームページで募集し、採用された職員に就職祝金を支給している。慶弔規程には職員の紹介によって採用された場合は紹介料を支給することが定められ、今年度は3名が職員の紹介で採用されている。毎年、実習生を受け入れている。 ■改善課題 専門職の配置及び必要な人材や人員体制に関する具体的な計画については、現状に応じて見直し、事業計画等への追記が望まれる。	

項 目			評価結果
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	○	2 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
		3 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	○	4 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
		5 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	○	6 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	
コメント		■取組状況 「期待する職員像」を明確にし、採用や配置、異動に関しては就業規則に規定し、昇格についてはキャリアアップ研修3つ以上の修得を前提としている。職員処遇の水準については、法人の理事会や園長会等で比較分析して妥当性を確認し、キャリアアップ研修受講を促している。園長は個人面談を実施して職員の意向等を把握し、キャリアアップ研修修得による給与体系を定め、福利厚生の実施に努め、職員が自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みがある。 ■改善課題 昇進・昇格等に関する基準の明文化、及び人材スキル(人事考課項目)の「求められる能力と姿勢」に基づく職務遂行能力や貢献度等の評価の実施、及び職員の意向・意見や評価・分析に基づく改善策の検討が望まれる。	

項 目			評価 結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	○	7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○	8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント		■取組状況 労務管理においては、園長が責任体制を明確にし、出勤状況や時間外労働等は定期的にタイムカードや事務職により把握している。有給休暇の取得を推奨し、インフルエンザ予防接種の補助や、退職金制度として独立行政法人福祉医療機構の制度も導入している。働きやすい環境づくりのため、職員の個別面談や相談体制を整備している。法人による企業型保育所の優先利用、短時間勤務制度を設置し、毎月の園内研修は全職員対象とするため残業対応とし、通常時はワークライフバランスへの配慮として残業ゼロを目指している。今年度からは担任3人制やフリーの保育教諭の増員、用務員の配置、職員の要望による「ノーコンタクトルーム」の設置、駐車場費用の補助など、職員の負担軽減と働きやすさの向上に取り組んでいる。	

項 目			評価 結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断 基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点		1 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	○	2 個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
		3 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	○	4 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
		5 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント		■取組状況 「期待する職員像」を明確にし、12月に今年度の反省・振り返りと次年度の希望を職員に提出させている。職員は「職員間のコミュニケーション不足」等の課題や「支援児への声かけの工夫や配慮」等について次年度に向けた取組の必要性を記載している。園長は職員の振り返りをもとに1月に個人面談を実施して次年度の要望や意向を確認している。 ■改善課題 職員一人ひとりに目標項目と目標水準、目標期限を明確にした目標を設定させ、進捗状況の確認及び目標達成度の確認のために年2回の面談実施が望まれる。	
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断 基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点		1 認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○	2 現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○	3 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○	4 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
		5 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 教育保育計画の「人材スキル」に職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示して園内研修が実施され、計画は毎年、評価・見直しが行われている。園内研修は月1回、勤務時間外に設定して全職員が参加できるように残業扱いとしている。前月の外部研修受講者の報告と当月の計画に沿った研修を実施し、支援児や気になる子の情報共有も行っている。 ■改善課題 園内研修年間計画への「期待する職員像」、及び教育・研修に関する基本方針、職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示した「人材スキル」、研修内容(カリキュラム)を追記し、研修の充実に向けた取組が望まれる。	

項 目			評価 結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
コメント		■取組状況 個別の職員の専門資格の取得状況等は採用時やキャリアアップ研修修了後に修了証のコピーを提出させて把握している。今年度、新任職員1名が初任者研修を受講しており、5歳児リーダーによるOJTが行われている。昨年度は同法人のこども園と交流保育を実施して全職員が参加し、今年度は3ヶ月の派遣研修(1名)を実施している。園長や主幹、保育教諭、子育て支援員等各職員は階層別や職種別、テーマ別等の各種研修を受講している。保育教諭にはキャリアアップ研修の受講を促している。外部研修に関する情報は、朝礼で受講の声かけをしている。昨年度、保育士の資格を取得した職員が1名いる。職員が研修に参加できるよう、シフトを調整し、研修時の直行・直帰も認めている。 ■改善課題 職員一人ひとりが、平等に教育・研修が受講できるよう更なる配慮が望まれる。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○	3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○	4	指導者に対する研修を実施している。
	○	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント		■取組状況 こども園への理解や保育者の役割・姿勢、実践的な指導技術の関わりを身につけることが実習生受け入れの基本方針として明記されている。実習心得や主な活動内容、記録やよく使う言葉等のマニュアルが整備されている。部分実習等のプログラムが準備され、学校のプログラムと合わせて実施されている。受け入れ窓口を主幹とし、オリエンテーションを実施し誓約書も提出されている。指導者に対しては、マニュアル等をもとに主幹から口頭指導している。学校との連携は訪問の受け入れや電話等を主幹が担当し、実習後は反省会を行い、改善点は次回に生かす仕組みができています。 ■開園課題 実習マニュアルに受入窓口、園児・保護者への事前説明、オリエンテーション、守秘義務等を追記することが望まれる。	

項 目			評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保			
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○	2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	○	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	○	4	法人（認定こども園）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（認定こども園）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	○	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント		■取組状況 ホームページに理念や基本方針、教育・保育の内容、事業報告、予算・決算が公開されている。子育て応援デイのポスターや苦情・相談体制等について外部から見やすい玄関ドアに掲示している。第三者評価は今年が初めての受審である。苦情・相談については玄関内に掲示し公表している。園長は毎月、地域の様々な団体等が参加する街づくり協議会に参加し、子ども園の役割等について地域に説明している。子ども園の要覧を那覇市人材育成支援センターまーいまいや古波蔵児童館に配布するなど積極的な広報活動をしている。	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	○	2	認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	○	3	認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
	○	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント		■取組状況 法人で経理規定・文書規程・事務規定等を整備している。運営規程及び人材スキルの一覧表で職務の権限・責任が明確にされ、職員会議等で職員に周知されている。税理士が月次報告を行い、毎年、公認会計士と他団体理事の監事による法人監査が実施されている。那覇市の指導監査を受審し、指摘事項に基づき、避難訓練に消火訓練を追加し改善している。税理士の提案により、これまで小学校と一体で管理されていた電気について、配電盤を分ける工事を行い、園運営に必要な光熱費の把握が明確になり、今後は水道設備についても検討を進める予定である。	

項 目			評価 結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献			
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	園児と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	○	3 園児の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○	4 認定こども園や園児への理解を得るために、地域の人々と園児との交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	○	5 個々の園児・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
コメント		■取組状況 重要事項説明書に、「人や環境をととして自我を形成するとともに、園児を取り巻く社会、地域に触れ、関心をもち、感覚を養うことが園の役割である」ことを明記している。子育て応援デイの情報を玄関口に掲示し、地域公民館の講座等の情報を保護者に提供している。日曜日に開催される地域のこのぼり祭りに職員も園児と共に参加している。近隣の中学校の家庭科の授業に協力し、園児と中学生が触れ合う機会を設けている。地域公民館の外国語講座を園児が受講するなど取り組んでいる。近隣銀行の振り込み詐欺対策のキャンペーンに園児が一役を担うなど、多様な取り組みで園児たちの社会体験を図っている。不安を抱える保護者や支援を要する園児に対しては、家庭支援センターの相談等に繋げるなど情報提供している。	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
		3 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○	4 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	○	5 学校教育への協力を行っている。	
コメント		■取組状況 全体的な計画の地域との連携に実習生及び高校生保育体験の受け入れが明記されている。近隣の中学校の教育活動へ協力し、家庭科の授業での「中学生と幼児の交流事業」で中学生ボランティアを受け入れている。事前に、中学校教諭と調整し、目的・内容・時間・読み聞かせの絵本について生徒に説明している。 ■改善課題 ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化すること、及びボランティア受け入れについては、登録手続、ボランティアの配置、事前説明、守秘義務等に関する項目が記載されたマニュアルを整備することが望まれる。ボランティア受け入れ時の守秘義務について、誓約書等の提出が望まれる。	

項 目				評価 結果
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
判断基準	a	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。		
	b	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。		
	c	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の園児・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	△	5	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、園児・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
	○	6	(認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる園児への対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
コメント		■取組状況 社会資源のリストや資料が保育室や事務所に掲示・保管されている。虐待の際の関係機関への連絡図は事務室に掲示されている。関係機関の連携については朝礼や週案会議、園内研修等で職員間の情報共有が図られている。支援を要する家庭については、家庭支援センターや児童デイサービス事業所との定期的なモニタリング会議を行い情報共有している。兄弟が別の園に入所しているケースについて、今年から近隣園との情報交換を行っている。家庭での不適切な養育等が疑われるケースについては要保護児童対策地域協議会、児童相談所との連携が図られている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。		
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。		
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○	2	(認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	○	3	(認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント		■取組状況 古波蔵児童館や街づくり協議会との連携等で、こどもの居場所としてこども食堂のニーズがあることを把握している。若い世代が地域に戻り、2～3名の子どもを持つ家族や多子世帯の増加を背景に3歳児ニーズが高まっていると把握し、待機児童減少や南部での小規模保育園の閉鎖と令和5年度以前の3年間の園児数の推移を踏まえて、3歳児の通園ニーズがあると考え令和6年度から3歳児の受け入れを開始している。地域の子どもたちに安全な遊び場を提供するため、毎日の園庭開放が実施されている。ネグレクトが懸念される園児について、朝の延長料金を徴収せずに園児を受け入れ、通園が継続できるように支援している。要覧や玄関に地域の子育て相談について掲示し、園長を中心に電話等での相談にも応じている。		

項 目			評価 結果
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断 基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	
		2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○	3 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○	4 認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
		5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント		■取組状況 未就園児親子への園庭開放を毎日実施し、隣接の学童クラブに園庭を開放している。園児たちは地域の銀行との連携で詐欺の撲滅キャンペーンに協力している。地域の街づくり協議会に参加し、こいのぼり祭りに職員や園児・保護者が参加している。職員や園児は、那覇市青年会のお祭りに参加するための、エイサー演舞に取り組んでいる。子育て相談について掲示し、専門的な情報を地域に還元する仕組みを作っている。古波蔵児童館を利用する地域のこどもたちの現状から、こども園建て替えて厨房設置ができれば、こども食堂も支援できると考えている。消防と連携し、安全避難マップを作成している。 ■改善課題 こども園建て替えて厨房設置の実現に向け中長期計画等への提示が望まれる。(厨房設置の実現後には、園でのこども食堂の設置について中長期計画等への提示も望まれる。)園庭開放について、要覧の記載内容と齟齬があるため訂正が望まれる。	

項 目			評価 結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	園児を尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 理念や基本方針に、園児を尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	2 園児を尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	3 園児を尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○	4 園児の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
	○	5 園児の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
	○	6 (認定こども園)園児が互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	
	○	7 (認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
	○	8 (認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	
コメント		■取組状況 理念・基本方針として「活動を通して生きる力の基礎を引き出し、心に寄り添って育てる。こども一人ひとりの人格を尊重し、最善の利益を第一に考え教育保育を行う。こどもの笑顔あふれる教育・保育を目指し、安心安全な場所を提供する」ことを掲げ、全体的な計画や教育・保育計画で職員に周知している。全国保育士会倫理綱領を活用し、園児一人ひとりの人格を尊重した保育を実践している。園児を「さん付け」で呼ぶことを徹底し、園児同士も実践することで喧嘩が減少した。園児の人権と不適切な保育防止のため、定期的な研修や自己評価、人権擁護チェックを実施している。「楽々かあさんの伝わる声掛け変換表」を活用し、園児の意思を尊重した声掛けを心がけている。5歳児クラスでは、イラストを使った他者の気持ちを理解する教育も行っている。また、園児が自由に好きな遊びや色を選べる環境を提供し、英語教育や外国の絵本の読み聞かせを通して文化の違いへの理解を促している。 ■改善課題 職員の自己評価や人権チェックリストの実施状況等を総括し、職員会議等で情報共有し教育・保育の向上に繋げることが望まれる。	

項 目				評価 結果
29	②	園児のプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。		a
判 断 基 準	a	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、園児のプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。		
	b	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、園児のプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。		
	c	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着 眼 点	○	1	園児のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	
	○	3	一人ひとりの園児にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、園児のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	○	4	園児や保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント		■取組状況 園児のプライバシー保護のため、個人情報マニュアルで他児との比較や人格を否定する発言を禁止している。着替えや排泄の失敗時は、子どもの羞恥心に配慮している。職員は性教育に関する研修を受講し、園児にプライベートゾーンについて指導している。保護者へのトラブル報告は、他の保護者に聞かれないよう配慮しており、本調査の保護者アンケートでは92.5%が「職員がプライバシーを守ってくれる」と回答している。 ■改善課題 プライバシー保護の考え方については二通りあり、一つは羞恥心に伴う考え方、もう一つは個人情報保護法に基づく考え方があり、この細目では、羞恥心に対する項目となっているので、誤解のない様にマニュアルなど配慮に期待したい。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。				
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。		a
判 断 基 準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。		
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。		
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着 眼 点	○	1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○	2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○	3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○	4	見学等の希望に対応している。	
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント		■取組状況 理念や基本方針を記載したこども園要覧を地域の図書室や児童館に置いている。要覧はイラストや写真を使用し、こども園の一日や概要、主な事業や年間行事等わかりやすい内容になっている。利用希望者や見学者の受付表を作成し、園長や主幹が園内外を案内し、設備や地域資源等についても丁寧に説明をしている。こども園の要覧は毎年見直しされている。		

項 目				評価 結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。		b
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。		
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。		
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
		5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント		■取組状況 教育保育の開始時は重要事項説明書にて説明し、同意書をもらっている。利用時間の変更については、こどもみらい課での相談を進めている。説明にあたってはイラストや実物を用いて持ち物などの説明をするなど工夫している。特に配慮を必要とする保護者に対しては、担任保育士が説明し、別途面談の機会を設けるなど配慮している。 ■改善課題 特に配慮を必要とするケースについて対応しているが、担当職員を決めて手順を文書化することが望まれる。		
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。		b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。		
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。		
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント		■取組状況 転園の場合は、保護者の同意を得て転園先に要録を送付している。退園後の相談窓口は主幹であることを口頭で伝えている。 ■改善課題 退園後の相談方法や担当者について文書を作成し手渡すことが望まれる。		

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断 基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1	(認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
	○	2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
	○	3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
	○	4	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
	○	5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
	○	6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント		■取組状況 園児の要望は、朝の会や帰りの会などで把握し、遊びに反映させている。たとえば、リレーや虫取りは木陰で実施し、色水遊びは園児と一緒に材料を育てて楽しんでいる。保護者に対しては、年1回の学校評価・行事アンケートや年3回の個人面談で要望を把握。保育教諭2名体制の個人面談では、園児の状況や環境づくりについて丁寧に聞き取っている。保護者会での提案をきっかけに、那覇市青年祭りに子どもエイサーとして参加するなど、保護者の意見も積極的に取り入れている。本調査の保護者アンケートでは、園での過ごし方への満足度が95～97.5%と高い。今後は、安心・安全な環境作りのため、情報配信の回数を増やしたり、個人面談での要望把握を強化したりする改善策が検討されている。 ■改善課題 本調査の職員自己評価で、利用者満足を図る仕組みについて「わからない」と答えた職員が23%と多数みられたため、保護者アンケートの結果について、職員会議等での検討に期待したい。	

項 目				評価 結果	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。					
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。			b
判 断 基 準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。			
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。			
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。			
	n	わからない、判断できない。			
着 眼 点	○	1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。		
	○	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。		
	○	3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。		
	○	4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。		
	○	5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。		
	○	6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。		
		7	苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。		
コメント		■取組状況 法人は苦情処理規程を定め、重要事項説明書に第三者委員と苦情窓口を明記している。受付から公表までのフローチャートを作成し職員に周知し、玄関に苦情相談ポスターを掲示し、文書配布で保護者に窓口設置を説明。意見箱を設置し毎月確認しており、苦情は職員会議で検討後、保護者へ説明し玄関口で公表している。 ■改善課題 苦情については、共通理解のノートで職員間で情報共有されているが、苦情受付書の様式に記載し管理することが望まれる。意見箱の開封は複数人で行うこと、また苦情処理規程に複数で行うことを追記することが望まれる。苦情は規程や関係文書、苦情受付書等をまとめて簿冊管理し職員間で情報共有することが望まれる。			
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。			a
判 断 基 準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。			
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。			
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。			
	n	わからない、判断できない。			
着 眼 点	○	1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。		
	○	2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。		
	○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。		
コメント		■取組状況 重要事項説明書と苦情相談申し出窓口の文書を作成し、保護者に配布し複数の方法や相手が自由に選べることを周知している。あなたのご意見や要望をお聞かせくださいのフローチャートと、沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターを玄関等に掲示し意見箱も設置されている。面談はプライバシーに配慮し、相談室等を使用するなど意見を述べやすい環境を作っている。本調査において、87, 5%の保護者が「子どもの気持ちや様子・子育てなどについて職員と話したり相談することができるような信頼関係がある」と答えている。			

項 目			評価 結果
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断 基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
		6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 保育教諭は、送迎時や年3回の個人面談で保護者の意見を丁寧に聴き取っている。意見箱やアンケートも活用し、寄せられた意見や要望は職員間で共有し対応策を検討している。プールの準備のお知らせを1週間前までに連絡するなどの改善も実施している。保護者の82.5%が「困ったときにきちんと対応してくれる」と回答している。 ■改善課題 意見・相談は、苦情と同様に、教育・保育の改善に繋げるために、集約し分析することが必要であり、共通理解ノートだけでなく苦情処理規程に基づく苦情受付書の様式を活用し管理されることが望まれる。苦情処理規程は今年度策定されており、今後、年1回の見直しが望まれる。	

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、園児の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、園児の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、園児の安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○	3	園児の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○	4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント		■取組状況 怪我や事故発生時には、園長を責任者として検討会議を招集し、事故報告書を作成している。危機管理マニュアルを整備し、職員が閲覧できるようにしている。ヒヤリハットや事故の事例は、職員全体で共有し、再発防止策を話し合っている。他園での「園外活動中の園児の見落とし」の事例について職務会で再発防止の検討が実施されている。毎朝、用務員が交通安全と不審者対策のため校門に立ち、副園長が園舎内外の安全点検を実施。また、毎月1日を安全点検の日とし、全職員で遊具などの破損箇所の修繕を行っている。園長が「重大事故防止」の研修を、5歳児担当職員全員が「小児救急」の研修を受講している。今年度からヒヤリハットの報告書を各クラスで作成後、全体で集計・分析できる体制を整えている。 ■改善課題 ヒヤリハットや事故の再発防止に向けた事例検討会議録は、記録様式を定めて整備することが望まれる。	

項 目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における園児の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の園児の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の園児の安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○	2 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○	3 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○	4 感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○	5 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
	○	6 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○	7 (認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。	
コメント		■取組状況 危機管理マニュアルでは、理事長、園長、主幹が責任者と定められている。感染症対策として「保育所における感染症ガイドライン」や感染症対応マニュアル、保健計画を整備し、職員に周知している。園のしおりやホームページには、登園基準や各種届け出書を明記し、保護者に情報提供している。登園時の健康観察や換気、手洗い、消毒など、日常的な衛生管理を徹底している。感染症が発生した場合は、体調不良の子どもを医務室で対応し、保護者に連絡する体制が整っている。園内の感染状況は、プライバシーに配慮しつつ、感染症名と人数を玄関に掲示するほか、システムで保護者に一斉配信している。保健だよりなどで、感染症の予防に関する情報も保護者に提供している。 ■改善課題 本調査の保護者アンケートで「園内で感染症が発生した際に状況の連絡があるか」については、57.5%が「ある」と回答しており、感染拡大防止の観点から更なる周知への取組に期待したい。	
39	③	災害時における園児の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 災害時の対応体制が決められている。	
	○	2 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。	
	○	3 園児、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○	4 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	○	5 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
コメント		■取組状況 災害対策として、副園長を隊長とする自衛消防隊を編成し、各種災害対応マニュアルを整備している。毎月、避難訓練と消火訓練を実施し、年2回は小学校と合同で行っている。訓練時には避難バックを持ち出し、園児の安否確認を行っている。園が災害警戒区域にあるため、行政や消防署の助言を得て避難マップを作成している。玄関に市の防災マップや避難経路を掲示し、保護者に周知している。年に2回防災設備の点検を実施している。また、3日分の食料や水、蓄電池などの備蓄品を管理し、地域自治会の協力を得て津波時の避難場所も確保している。津波時の避難場所は、地域自治会の拜所を使用できるよう了解を得ている。 ■改善課題 園の立地条件等から災害の影響等を把握し、建物、設備類、教育保育を継続するために必要な業務継続計画(BCP)を策定すること、及び備蓄は、食物アレルギーに配慮した食料品等の更なる充実と備蓄リストの作成が望まれる。	

項 目					評価 結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保					
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。					
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。			b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。			
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。			
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。		
	○	2	標準的な実施方法には、園児の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。		
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。		
	○	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。		
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。		
コメント		■取組状況 保育・教育、実習生受け入れ、事故防止、感染症対策、個人情報、食物アレルギー、子ども虐待対応、不適切保育防止など多数の標準的実施マニュアルを文書化している。これらのマニュアルでは、園児の尊重、プライバシー、権利擁護への配慮が明示され、特に、個人情報マニュアルや保育教諭マニュアルでは、個人情報や着替え、排泄に関する細かな手順が記載されている。これらのマニュアルは、4月の園内研修で読み合わせを行うほか、新採用の職員には個別指導を実施している。また、毎週の週日案会議で、各クラスの教育・保育がマニュアルや指導計画に沿って行われているかを確認している。集団遊びに参加しない子どもへの配慮など、画一的ではない個々の状況に応じた保育も実践されている。 ■改善課題 標準的な実施方法(マニュアル)については、園の実態に合わせた内容とすることが望まれる。			
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。			b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。			
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。			
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。		
	○	2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。		
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。		
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。		
コメント		■取組状況 標準的な実施方法の検証・見直しは、安全指導年間計画に基づき随時行っている。全体的な計画や教育保育計画は毎年2月に評価し、3月に次年度計画を作成し、感染症マニュアルは年2回見直ししている。週日案会議を毎週金曜日に開き、その週の振り返りを行い、次週の指導計画に反映させている。災害時の避難場所に関しては、昨年の津波警報時の教訓や保護者からの意見をふまえ、より安全な場所に変更するなど見直しを行っている。また、職員からの提案で「早番・遅番のマニュアル」が作成されるなど、自主的な改善も行われている。 ■改善課題 マニュアルは、年1回、検証・見直すことが望まれ、見直しの過程がわかるように各種マニュアルに制定年月日や改訂年月日の記載や本調査における職員の自己評価では、マニュアルの検証・見直しについて「十分ではない」や「わからない」とした職員が其々23.5%を占め、職員への周知が望まれる。			

項 目			評価 結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 指導計画作成の責任者を設置している。	
	○	2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	○	3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○	4 (認定こども園) 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。	
	○	5 (認定こども園) 園児と保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	
	○	6 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○	7 (認定こども園) 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	
	○	8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	
	○	9 (認定こども園) 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	
コメント		■取組状況 指導計画作成の責任者は園長となっている。入園前の面接や児童票、入園後の送迎時の会話、個別面談などで子どもの生活習慣や発達状況、保護者の要望を把握し、アセスメントを行っている。特別な支援を要する子どもには、保護者や関係機関と連携して個別の支援計画を作成し、クラスの指導計画にも反映させている。指導計画は各クラスで立案し、毎週の週日案会議で実践状況を評価し、見直しを行っている。支援が困難なケースについては全職員で協議し、登園しやすいよう延長保育で対応するなどの工夫もしている。指導計画には、「自然との関わりや生命尊重」といった、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	○	2 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○	3 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	○	4 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、園児・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
	○	5 (認定こども園) 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	
コメント		■取組状況 指導計画の評価と見直しは、「個別の指導計画・指導計画書の作成手順書」に基づき行っている。全体的な計画や年間指導計画は、毎年2月に振り返り、3月に次年度の計画を作成している。月案は第3金曜日、週日案は毎週金曜日の会議で園長や担任が教育・保育実施状況を振り返り、次月や次週の計画に反映させている。急な天候変化などがあつた際は、当日の朝に職員が話し合い、柔軟に活動内容を変更している。週日案は職員間でネットワークを使って周知されている。 ■改善課題 指導計画書の作成手順書については、作成のポイントや作成・見直しの時期及び役割分担等の追記に期待したい。	

項 目			評価 結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	園児に関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	園児の発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント		■取組状況 園児の教育・保育の記録は、統一様式で児童票や指導要録、保護者面談記録などにまとめられ、支援児や気になる園児の状況は個別の指導計画書等に記録し、日々の記録は週日案票、出席ノート、システム、個別連絡ノートで記録・管理されている。記録の質を均一に保つため、職員採用時に「記録作成」研修を行い、週日案会議で園長らが記録を確認している。情報の共有については、パソコンネットワークやシステムのほか、月1回の園内研修や「情報共通理解ノート」を活用し、各クラスの状況や課題、保護者からの相談内容などを全職員で共有する仕組みが整っている。	
45	②	園児に関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	園児に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	園児に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	園児に関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、園児の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
コメント		■取組状況 園では、「個人情報管理規程」や「個人情報マニュアル」に基づき園児や保護者の個人情報を管理し、記録やノートパソコンは施錠管理し、自宅への持ち出しを禁止することで漏洩対策を講じている。園長が記録管理責任者であり、職員には研修とマニュアル配布で周知徹底している。保護者へは重要事項説明書で情報公開と個人情報保護について説明し、同意を得ている。 ■改善課題 個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき「個人情報の保護方針や利用目的」の作成及び公表することを期待したい。	

項 目			評価 結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。 b
判断 基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
	○	2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。
	○	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
	○	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
	○	5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。
コメント		■取組状況 園では、子どもの最善の利益を尊重し、倫理綱領や各種マニュアルで権利擁護の基盤を整備している。年3回の人権擁護のためのセルフチェックリストによる権利侵害の防止・早期発見に加え、園内研修での事例検討や不適切な言葉の例示を通して、職員への周知徹底を図っている。 ■改善課題 子どもの権利条約における「4つの権利」や4つの原則を明示した権利擁護マニュアルや規程を整備し、及び「人権擁護のセルフチェック」実施後は、集計分析を行い、今後の取り組みに反映することが望まれる。	

項 目				評価 結果
A-2 教育・保育内容				
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)の作成				
47	A②	①	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	a
判断基準		a	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	
		b	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	
		c	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	
		n	わからない、判断できない。	
着眼点		○	1	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の園児に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとりあて作成している。
		○	2	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。
		○	3	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。
		○	4	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、園児の発達過程、園児と家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
		○	5	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
		○	6	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。
コメント		■取組状況 園の教育・保育計画は、幼保連携認定こども園教育保育要領に基づき、理念や目標、園児像を明確にし、養護と教育の5領域を考慮して作成されている。園児の発達段階、家庭や地域との連携、教育・保育時間、災害対策、食育、特別支援、情報公開などを踏まえ、職員の資質向上も視野に入れている。計画は毎年2月に見直し、次年度の計画に反映している。 ■改善課題 教育及び保育の内容並びに子育て支援に関する全体的な計画は、こども園の教育・保育理念等や取り組み内容が的確に反映されているかを更に確認していくことに期待したい。		

項 目

評価
結果

A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開

48

A③	①	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
判断基準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
	b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
	○	2 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
	○	3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
	○	4 一人ひとりの園児が、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
	○	5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
	○	6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、園児が利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
コメント		■取組状況 室内環境は、エアコンで温度を調整し、定期的に換気を行い、熱中症対策を徹底している。発達に合わせた安全な家具やおもちゃを配置し、清掃も行き届いている。園児が一人になりたい時のために、隠れ家のようなスペースや体を休めるゴザを用意している。園内の設備や遊具は毎日または月に一度、職員が安全点検を実施。毎年ダニ駆除や水質検査も行うなど、衛生管理にも配慮している。明るく段差のないトイレや、雨の日でも体を動かせる遊戯室、安全な水遊びができる中庭など、園児が快適に過ごせる工夫が随所にみられる。	

49

A④	②	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断基準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 園児の発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの園児の個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2 園児が安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3 自分を表現する力が十分でない園児の気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4 園児の欲求を受けとめ、園児の気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5 園児に分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント		■取組状況 入園前の面談や前年度からの引き継ぎをもとに、園児一人ひとりの生活習慣や好きな遊びなどを把握し、職員間で共有している。園児が安心して過ごせるよう、週の会議では誰とどのように過ごすか、どのような環境を整えるかを話し合い、遊びを選択できる環境を作っている。園児の意見を聞きながら遊具や教材を用意し、活発な園児は中庭やホールで思い切り体を動かせるように配慮している。また、うまく気持ちを伝えられない園児には、表情や仕草から思いをくみ取り、信頼関係を築けるように関わっている。職員は、穏やかで分かりやすい言葉かけを心がけ、園児の「やってみたい」という気持ちを尊重しながら保育を進めている。	

項 目				評価結果
50	A⑤	③	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
		b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
		c	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	一人ひとりの園児の発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
		○ 2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、園児が自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
		○ 3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの園児の主体性を尊重している。	
		○ 4	一人ひとりの園児の状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
		○ 5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、園児が理解できるように働きかけている。	
	コメント		■取組状況 全体的な計画では、基本的な生活習慣の自立に向け、3歳児から5歳児までの発達段階に合わせた目標を設定している。学級経営の方針として、園児の「やりたい」という気持ちを尊重し、意欲を引き出すような援助を心がけている。挨拶、食事、排泄、衣服の着脱などの年間指導計画を作成し、日課表に組み込んでいる。また、「一日の流れ」を文字とイラストで分かりやすく掲示している。園児が主体的に取り組めるように、園庭の清掃や活動後の手洗いがいい、歯磨き、教室の掃除などを通して、生活習慣を身につけられるように工夫している。職員は1クラス3人体制で、全職員が共通理解のもと、園児に無理強いすることなく、発達に合わせて生活習慣の習得を促している。本調査による職員の自己評価では、9割が「環境整備や援助を行っている」と回答しており、日頃の取り組みが成果を上げている。	
51	A⑥	④	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
		b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
		c	園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	園児が自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		○ 2	園児が自発性を発揮できるよう援助している。	
		○ 3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		○ 4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感ずることができるような視点を取り入れている。	
		○ 5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
		○ 6	園児たちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		○ 7	園児が一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
		○ 8	園児が様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
	コメント		■取組状況 園庭や教室では、指導計画に基づき、月や季節に合わせた複数の遊びのコーナーを設置し、園児が自由に好きな遊びを見つけられる環境を整えている。園庭や畑では、小動物や草花に触れ、虫取りや収穫など、自然に囲まれた季節感のある活動に取り組んでいる。各教室でも生き物を飼育し、観察を通して成長への関心を育てている。発達や季節に応じて、ままごとやブロック、製作など遊びの種類を変化させ、園児が友達と好きな遊びを選べるようにしている。外部講師による運動遊びやリミック、縄跳びなどに挑戦できる「チャレンジカード」も導入して、園児の要望を汲み取り、遊びに反映させる工夫もしている。園児同士が言葉で気持ちを伝え合い、遊びが継続できるよう、保育教諭が関わっている。玄関には園児の作品を展示し、職員や保護者が園児の頑張りを認め、発達を理解する機会を設けている。職員の自己評価では、園児の自発性や友達との共同活動への援助について82.4%が高い評価をしている。	

項 目

評価
結果

52

項 目				評価 結果
A⑦	⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
	b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点		1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		3	園児の表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
		4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
コメント		■取組状況 ■改善課題		

53

A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点		1	一人ひとりの園児の状況に応じ、園児が自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		3	園児が安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		4	園児の自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	
		5	保育教諭等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。	
		6	様々な年齢の園児や、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
		7	一人ひとりの園児の状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
コメント		■取組状況 ■改善課題		

項 目			評価 結果
54	A⑨	⑦ 3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○	2 4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○	3 5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの園児の個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○	4 園児の育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント		■取組状況3歳児 3歳児クラスでは、少人数であることを活かし、保育教諭が一人ひとりの話を丁寧に聞き、初めての経験に不安を感じる園児には個別に関わり、信頼関係を築いている。園児が一人になりたいときは、小動物の観察コーナーで過ごせるよう配慮し、また、遊びを通して4・5歳児の活動に関心を持ち、自ら挑戦する姿も見られる。室内では複数の遊びのコーナーを用意し、園児が好きな遊びを継続できるよう工夫している。 4歳児クラスでは、学級目標は「自分の気持ちを素直に伝えられる子」。雷でプール遊びが中止になった際、園児の気持ちを受け止め、雨の日探検に切り替えるなど、柔軟に対応している。玩具の貸し借りなどでトラブルが起きたときは、お互いの気持ちを言葉で伝えられるよう繰り返し関わっている。身の回りのことが自分でできるよう、分かりやすい表示を工夫し、様々な教材で遊びを選択できる環境を整えている。 5歳児クラスでは、「相手の気持ちを考え友達を大切にする子」を学級目標に掲げている。友達と協力して遊ぶ中で、意見が合わない場面では保育教諭が仲介し、遊びが継続できるよう支援。クラスの集まりで、遊びの楽しさを発表することで自己肯定感を高めている。 園では、各クラスの担任が日々の振り返りを行い、週案会議で全職員が園児の様子や保育内容を共有。家庭とは、システムや口頭で園児の成長を伝え、保育参観や個人面談で連携を図っている。公開保育や新聞掲載を通じて、地域や小学校にも園の取り組みを発信している。	

項 目				評価 結果
55	A⑩	⑧	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
		b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
		○ 2	障害のある園児の状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
		○ 3	計画に基づき、園児の特性に応じた指導・援助を行っている。	
		○ 4	園児同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
		○ 5	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
		○ 6	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
		○ 7	保育教諭等は、障害のある園児の教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		8	他の保護者に、障害のある園児の教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
	コメント		■取組状況 園では平屋の建物で支援児を受け入れ、個別の支援計画を保護者同意のもと作成している。支援委員会で年間目標に基づき基本的生活習慣や対人関係などを支援し、週日案にも個別の園児と他の園児との関わりを記録。集団生活の中で友達関係が築けるよう促し、園児が居場所を得て主体的に成長できるよう促している。那覇市こども発達支援センターや児童デイなどの専門機関と連携し、指導や配慮のアドバイスを受けて支援方法を検討している。特別支援コーディネーターが毎月園内支援委員会を開催し、障がいのある園児の特性や状況を把握し、職員間で共有。保育教諭は研修で専門性を高めている。	
56	A⑪	⑨	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
		b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、園児主体の計画性をもった取組となっている。	
		○ 2	在園時間の長い園児が安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
		○ 3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも園児が楽しく過ごせるよう配慮している。	
		○ 4	年齢の異なる園児と一緒に過ごすことに配慮している。	
		○ 5	園児の在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
		○ 6	在園時間の長い園児に配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
		○ 7	園児の状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
		○ 8	担当の保育教諭等と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
		○ 9	1号認定園児の長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
	コメント		■取組状況 週案計画には、1号・2号認定児が無理なく活動に参加できるよう配慮されている。3歳児には早めの食事や午睡を確保し、4・5歳児には夏遊び後に休息を取らせるなど、健康と安全に配慮している。教育時間外でも好きな遊びの時間を設け、延長保育のおやつも手作りで提供している。延長専任担当を配置し、担任と情報を共有し園児を支援している。また、朝や夕方、土曜保育では職員の出勤時間を調整し、全職員で園児の様子を把握できる体制を整えている。連絡ノートで園児の体調やエピソードを共有し、保護者への報告に活用している。長時間保育児や延長保育児にはおやつを提供し、長期休暇後には1号認定児が生活リズムを取り戻せるよう配慮している。	

項 目				評価 結果	
57	A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		
		b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。		
		c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	
		○	2	園児が、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		○	3	保護者が、小学校以降の園児の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		○	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
		○	5	施設長の責任のもとに関係する保育教諭等が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	
	コメント		■取組状況 小学校との連携については、「保幼小連携計画」や「懸け橋期のカリキュラム」を作成し、小学校との接続を円滑にしている。隣接する小学校の行事への参加や、小学校職員との意見交換会を通じて交流を深めている。また、「保・幼・こ・小連絡協議会」で近隣の保育所などと合同会議を行い、「スタートカリキュラム」の確認や課題を共有している。就学に向けた個別面談で保護者の不安軽減を図り、特別支援児についても、園と小学校のコーディネーターが連携し、情報共有に取り組んでいる。園児の育ちや発達状況を記した指導要録は、小学校に引き継がれている。		
A-2-(3) 健康管理					
58	A⑬	①	園児の健康管理を適切に行っている。		b
	判断基準	a	園児の健康管理を適切に行っている。		
		b	園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。		
		c	園児の健康管理を適切に行っていない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	園児の健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの園児の心身の健康状態を把握している。	
		○	2	園児の体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えとともに、事後の確認をしている。	
		○	3	園児の保健に関する計画を作成している。	
		○	4	一人ひとりの園児の健康状態に関する情報を、保育教諭等に周知・共有している。	
		○	5	既往症や予防接種の状況など、保護者から園児の健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
		○	6	保護者に対し、園の園児の健康に関する方針や取組を伝えている。	
○		7	保育教諭等に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。		
		8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。		
コメント		■取組状況 「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年3月)」に基づき、感染症対策として、保健計画を作成し、入園前の面談や児童票で既往症やアレルギー情報を保護者から得て、職員間で共有している。日々の健康管理は視診で行い、保護者とも連携している。保健年間計画に基づき、身体測定や健診、感染症予防対策を実施。保護者には、緊急時の対応や感染症情報をシステムで周知している。3歳児には午睡チェック表を活用し、睡眠時の事故防止に努めている。年度初めにはSIDS(乳幼児突然死症候群)に関する研修を実施し、睡眠時の見守り方法などを周知している。 ■改善課題 保健計画に熱中症対策の追記、全職員にSIDSについての理解を深められるよう研修を行い、保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する情報提供が望まれる。			

項 目				評価 結果
59	A⑭	②	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	b
判断 基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。		
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。		
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着 眼 点	○	1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○	2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○	3	家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		■取組状況 年2回の内科・歯科検診、視力検査を実施し、結果は健康観察カードに記録。主幹から担任へ報告し、職員間で共有している。未受診や再検査が必要な園児には、保護者に受診を促している。歯科検診前には絵本で身体への関心を高め、検診後には歯みがきの仕方を丁寧に指導を行っている。虫歯がない園児を表彰し、歯みがきの大切さを伝えている。健康診断の結果から、アトピー性皮膚炎の園児が戸外で活動する際の長袖を着用するよう指導するなど、園児の安全と健康な身体づくりに関心を持たせるよう取り組んでいる。 ■改善課題 健康診断・歯科健診の結果が、家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるような取組が望まれる。		
60	A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
判断 基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。		
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。		
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着 眼 点	○	1	アレルギー疾患のある園児に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2	慢性疾患等のある園児に対して、医師の指示のもと、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	4	食事の提供等において、他の園児たちとの相違に配慮している。	
	○	5	保育教諭等は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6	他の園児や保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		■取組状況 食物アレルギーや慢性疾患を持つ園児に対しては、マニュアルに基づき、医師の診断や保護者からの情報を基に園長と主幹が内容を把握し、全職員で共有して適切に対応している。入園前の面談や個人面談で得た情報は児童票に記録し、送迎時にも確認を行っている。アレルギー症状が出た場合は、朝食などで対応策を協議・周知し、年に一度、または変更の都度、アレルギー指示書を提出してもらっている。給食時には、アレルギーを持つ園児の席や食器を区別し、職員や園児自身にも意識づけをしている。また、アレルギー食の受け渡しノートで全職員が情報を共有。園児にはアレルギーについて分かりやすく説明し、孤立しないよう配慮している。職員は毎年アレルギーに関する研修を受講している。入園のしおりで、アレルギー対応について保護者へ周知している。 ■改善課題 エピペンの使用方法など万一発作等が起こった時にどう対応するか等施設において確認できるような体制が望まれる。		

項 目				評価 結果
A-2-(4) 食事				
A⑩	①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。		
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	○	2	園児が楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	○	3	園児の発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	○	4	食器の材質や形などに配慮している。	
	○	5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	○	6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	○	7	園児が、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	○	8	園児の食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
コメント		■取組状況 全体的な計画に食育が位置づけられ、年齢ごとの発達に合わせた指導計画が作成されている。食事は和やかな雰囲気で行われ、献立について話すことで園児の食への関心を高めている。食材の大きさや味に配慮し、保温機能のある食管や強化磁器(瀬戸物)の食器を使用している。苦手な食材を無理強いせず、園児の気持ちに寄り添いながら、食べなくなるような声かけをしたり、食べられた時にはほめている。野菜の栽培や収穫、クッキング体験を通して食への興味を深めている。保護者には、給食の展示や食育だより、おやつレシピなどを通して食に関する情報を発信している。お箸の使用についても家庭と連携しながら進めている。		
A⑪	②	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		b
判断基準	a	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		
	b	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。		
	c	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの園児の発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2	園児の食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
		6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、園児たちの話を聞いたりする機会を設けている。	
		7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント		■取組状況 園では、栄養士と連携し、園児の食事摂取量や嗜好、残食を調査し、毎月の給食会議で献立や調理法の改善に反映している。献立には季節や行事食、郷土料理、日本食を取り入れ、地域の食文化を多様に感じられるよう工夫している。園児の好きな献立アンケートを実施し、食育だよりや献立表を通じて園児の好物や季節の食材、レシピ情報を家庭へ発信し、食への関心を高めている。 ■改善課題 調理員・栄養士等が、食事の様子を見て園児たちと食の話をする機会が望まれる。着眼点7は外部搬入のため対象外。		

項 目			評価 結果
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断 基準	a	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。	
	b	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 連絡帳等による日常的なコミュニケーション・情報交換により、家庭との連携を行っている。	
	○	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3 様々な機会を活用して、保護者と園児の成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5 子育てについては、保護者の意思を尊重している。	
	○	6 個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	7 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	8 相談内容を適切に記録している。	
	○	9 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント		■取組状況 家庭との情報交換は、送迎時の会話やシステムを通じて行い、園児の様子を伝えている。毎月の園だよりやクラスだより、ホームページで「今月のねらい」や活動内容を紹介している。また、玄関にはドキュメンテーションを展示し、保護者と園児の成長を共有している。子育て相談は送迎時やシステム、個別面談で対応している。相談内容は職員間で共有され、困難な場合は園長や主幹が助言する体制を整えている。不登園や発達上の課題がある園児の保護者には、必要に応じて関係機関と連携して支援している。 ■改善課題 保護者からの相談は、記録様式を統一し職員間で共有できる取組に期待したい。	

項 目				評価 結果
A-3-(2)地域の子育て家庭への支援				
64	A①⑨	①	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断基準	a	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。		
	b	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。		
	c	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	地域の子育てに関する場所や、情報の提供がされている。	
	○	2	地域の子育て家庭の保護者等からの相談に応じる体制があり、取組を行っている。	
	○	3	認定こども園の特性を生かした子育て家庭への支援を行っている。	
	○	4	相談内容を適切に記録している。	
	○	5	相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
	○	6	地域の人々との連携により子育て家庭への支援を行っている。	
	○	7	地域の家庭をめぐる課題については、知識や技術を有する関係機関につないで連携している。	
コメント		■取組状況 地域の子育て支援として、ホームページやパンフレットで園庭開放と子育て相談を案内している。古波蔵児童館や那覇市人材育成支援センターまーいまいなどにも要覧を配布し、周知に努めている。園庭開放は毎日利用可能で、子育て相談は電話で園長が対応している。玄関には「子育て応援デイ」や「那覇市こども園誰でも通園制度」のポスターを掲示し、就学相談や施設見学の依頼にも応じている。また、児童相談所などからの問い合わせには、園長や主幹が検討し対応するなど、関係機関との連携も図っている。 ■改善課題 ホームページや要覧、園のしおりに、園庭開放日が記述されているが、毎日の開放への訂正を期待したい。		
65	A②⑩	②	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。		
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、園児の心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2	不適切な養育(虐待)等の可能性がある場合と保育教諭等が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる園児の状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7	マニュアルにもとづく保育教諭等研修を実施している。	
コメント		■取組状況 「那覇市子ども虐待対応マニュアル」に基づき、虐待の早期発見・予防に取り組んでいる。職員は登園時の子どもの表情や保護者の言動を観察し、虐待防止研修も実施している。不登園が続く家庭には、園長が対応し、家庭訪問や家庭支援センターへの相談など、保護者への支援も行っている。また、玄関に「児童虐待防止法」などの情報を掲示し、保護者に周知している。 ■改善課題 家庭での不適切な養育の早期発見と子どもの対応に向けて、更に職員研修を充実させていくことが望まれる。		

項 目

評価
結果

A-3-(3)園児への不適切な関わりの防止等

66	A②①	①	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
判断基準	a	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。		
	b	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない		
	c	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	不適切な関わりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。	
	○	2	不適切な関わりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。	
	○	3	会議等で取り上げる等により、不適切な関わりが行われていないことを確認している。	
	○	4	不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、園児に周知している。	
		5	不適切な関わり等の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会等で職員に周知・理解をはかっている。	
	○	6	不適切な関わりがあった場合の対応方法等を明文化している。	
コメント		■取組状況 「不適切保育の予防及び発生時の対応マニュアル」を整備し、不適切な関わりの防止に取り組んでいる。昨年、不適切な言葉遣いの通告を受け、各クラスの職員体制を見直した。具体的な事例を挙げた職員研修や職員間の保育参観を通じて、不適切な関わりへの気づきを共有。毎年職員アンケートや「人権擁護のためのセルフチェックリスト」で自己を振り返っている。また、園児には性教育のアニメーションで自分の守り方を伝え、職員室には「不適切保育の言葉の例」を掲示し、常に意識づけを図っている。 ■改善課題 不適切な関わり等の届出・通告制度についてのマニュアルを整備し、職員へ周知することが望まれる。		